

副籍制度に関するQ&A（青山特別支援学校版）

Q1 副籍制度とは何ですか？

A1 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に「副次的な籍（副籍）」をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて「地域とのつながりを維持・継続を図る」制度で、平成19年度から始まりました。

Q2 副籍交流を行うメリットは何ですか？

A2 本校の児童・生徒にとっては、同じ地域に暮らす同世代の仲間とのつながりを保つことができます。家庭にとっては、居住地域の学校の情報を定期的に知ることができるようになります。同様に地域指定校にも特別支援学校や障害の特性に関する情報が届くことになり、副籍をおいている児童・生徒の存在や状況が意識されるようになります。

副籍制度は、将来の共生地域の実現とその担い手となる人材を育成することを目指しており、共生社会の実現へ向けての取り組みの一つです。副籍交流の積み重ねを通して、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、互いを思いあう「豊かな心の育成」につながっていくことが期待されます。

Q3 副籍制度は誰を対象としていますか。希望制ですか？

A3 本校の児童・生徒全員が対象で、原則として全員が副籍をもちます。「直接的な交流（以下：直接交流）」「間接的な交流（以下：間接交流）」「交流しない」を選択することができます。

Q4 副籍はどこに置くのですか？

A4 原則として居住する地域の通学区域の小・中学校です。副籍を置く学校のことを地域指定校と呼びます。地域指定校を決定するのは、各区の教育委員会です。

地域指定校の変更については、各区教育委員会にて変更理由を判断して承認、不承認が決定されます。

年度初めに地域指定校が決定され、区の教育委員会から保護者・地域指定校・本校に決定通知が届きます。

Q5 交流を希望する場合、地域指定校にどれくらい通うのですか？

A5 基本的に、児童・生徒は毎日、青山特別支援学校に通います。

地域指定校に行くのは、直接交流を行う日のみです。間接交流（学校便り等の交換など）のみを行う場合は地域指定校に行く必要はありません。

Q6 地域指定校に行く日はどのように決まりますか？

A6 保護者と本校と地域指定校で交流内容を確認し、計画に沿った形で日時を決定します。

家庭の判断で地域指定校に直接連絡を取ったり、約束なしに地域指定校へ行ったりすることはできません。

Q7 交流の希望や辞退の申し出はいつするのですか？

A7 年度末の希望調査で交流希望、または辞退を申し出ることができます。年度途中の転学がある場合は、随時希望を確認します。

Q8 地域指定校以外の学校とは交流しないのですか？

A8 個々の副籍交流とは別に、「**学校間交流**」として本校の近隣の青山小学校・青山中学校・青山高等学校との交流を行っています。副籍交流とは目的や内容が異なります。

Q9 副籍交流でかかる費用はありますか？

A9 教材や給食費等は保護者の負担となります。

Q10 副籍交流では、どんなことをするのですか？

A10 交流活動には、「**間接交流**」と「**直接交流**」があり、次のようなものが考えられます。

～間接的な交流～

地域指定校に行かない交流

*学校だより、学年だより、行事案内等の交換

【交換方法の例】

- ・学校間の交換便の利用（定期的に本校の連絡帳を通して配布されます）
- ・地域指定校に通う兄弟姉妹を通じての交換

*自己紹介カードや手紙の交換

*作品（絵や書道等）を地域指定校の展覧会等に展示

*保護者が作成する児童・生徒について通信の掲示

～直接的な交流～

地域指定校に行く交流

*学校だより、学年だより、行事案内等の交換

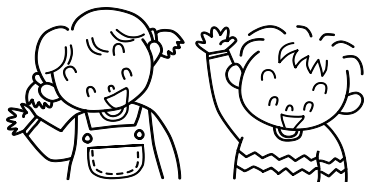
【交換方法の例】 ※間接交流での交換方法に加えて

- ・本人や保護者が地域指定校に行って地域指定校の友達や先生と直接交換する。

*地域指定校の活動への参加

【交流の例】

- ・クラス活動への参加（朝の会等での挨拶、交流会、休み時間、給食等）
- ・授業への参加（音楽、図工、美術、体育、生活、総合学習等）
- ・行事の参観や参加（運動会、鑑賞会、発表会、展覧会、集会、学校公開等）
- ・校内見学、学校開放、放課後活動、クラブ活動への参加



※直接交流には原則保護者の付き添いが必要です。

※交流内容や日時等は地域指定校との相談の上で決まります。希望通りにならない場合があることを御了承ください。

※在籍校（本校）の授業時間中の交流は、出席扱いとなります。

※交流活動中の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等の適用になります。ただし、物損等の保証はありません。損害賠償保険等に御加入されることをおすすめします。

Q11 副籍交流を進めていく上で何かポイントになることはありますか？

A11 副籍交流を行う上でのポイントを4つ挙げます。

副籍交流のポイント

(1) 地域にサポーターを増やそう

特別支援学校の児童・生徒の多くは、住んでいる地域から遠く離れた学校に通っています。そのため、幼少期までに築いてきた関係が希薄になったり、つながりが限られてしまったりします。同じ地域に住む方々に、お子さんのことを知ってもらい、地域に「〇〇さんサポーター」を増やしましょう。それは、現在はもちろん、特別支援学校を卒業してからの生活にも役立つことと思います。

(2) 子供たちが相互に学び合える機会

特別支援学校の児童・生徒にとって、直接交流は行動様式や社会性などのルールを学べる貴重な機会になります。一方、小・中学校の児童・生徒にとっては、同じ社会に生きる人間として互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となります。「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前だ」という人間同士の相互理解や思いやりの気持ちを大切にできる人格の形成にもつながります。

(3) できることから少しずつ積み重ねよう

副籍交流は、継続して実施することが大切です。小さな積み重ねが将来の大きな一歩となります。まずは、本人が無理なく楽しくできることが必要です。本人を中心に保護者、在籍校、地域指定校の間で実現可能な交流内容を考え、協力して環境を整えていきます。あせらず着実に進めていきましょう。

(4) 一緒に考えていきましょう

交流をすすめていく中で、不安なことや心配事が出てくることもあるかもしれません。その時は一緒に考えていきますので、お気軽に御相談ください。直接交流の前に、地域指定校の児童・生徒に本校のコーディネーターが出前授業等を行い、本校の児童・生徒の好きなこと、苦手なこと、障害について、特別支援学校についてなど伝えていくこともできます。必要に応じて、本校のコーディネーター等が地域指定校での交流に付き添うことも可能です。

2 副籍制度が目指すもの

副籍制度が目指すのは、共生社会の実現です。
誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。

